

■ 主要な取り組み ■

政策分野 1 防災・福祉・健康

安全ですこやかに暮らせるまちづくり

1-1 ここに住むすべての人の安全な生活を守る(危機管理・防災・消防)

主要な取り組み

1. 危機管理体制の実効性を向上させます

- ・災害の復旧・復興までを見据えた、強くてしなやかなまちづくりを進めるために、国土強靱化地域計画や地震対策アクションプログラムに沿った事業を着実に推進します。
- ・風水害や土砂災害につながる異常気象事案を常に警戒し、即応できる初期水防体制¹の構築を目指します。
- ・UPZ安全協定²に基づく中部電力からの通報に対し、迅速かつ適切に対応します。
- ・災害発生時に、市として実施すべき対応や優先的に継続すべき業務などをまとめたBCP（業務継続計画）³や原子力災害広域避難計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、国民保護計画に基づく対応力を強化し、現行計画を継続的に検証することで、実効性の向上に努めます。
- ・少子高齢化の進展の中で、消防団の組織力と対応力を維持できる体制の見直しと団員確保の取り組みを進めます。併せて、機能別団員⁴制度の充実や女性団員の確保に努めます。
- ・消防団ポンプ車の更新を計画的かつ確実に進めます。
- ・あらゆる危機事態に柔軟かつ一体的に庁内対応を図るため、防災マイスター⁵育成講座や研修制度を活用し、危機管理の専門知見を有する人材の育成を進めます。

2. 地域防災力の維持・向上の取り組みを加速します

- ・自主防災組織が実施する、防災訓練などの活動や災害に備えるための備蓄品等の購入を支援し、配備している資機材を計画的に更新します。
- ・自主防災組織の活動体制の充実や、災害時における地区ごとの救援体制の構築に向けた取り組みを支援します。
- ・自主防災組織の地区防災マップや各家庭までの連絡網、避難行動要支援者⁶の個別計画の作成支援を継続します。また、地区の防災訓練の実施への助言や災害対応計画の策定を支援します。
- ・県の調査結果を踏まえ、洪水ハザードマップ⁷や土砂災害ハザードマップを更新し、地区の避難体制等の整備を下支えします。
- ・指定避難所での共同生活が難しい要配慮者⁸のために福祉避難所⁹の拡充を図ります。
- ・地域防災リーダー¹⁰を継続的に養成し、女性を含めた地域防災の核となる人材を育成します。さらに、既存の地域防災リーダーやジュニア防災士¹¹の活動機会を増やす取り組みを進めます。

3. 市民の安全確保を確実にする条件整備を進めます

- ・危機事態の緊急度に応じて、安全確保に必要な情報を迅速かつ確実に提供するデジタル式同報系防災行政無線¹²の導入に向けた準備を進めます。
- ・従来の情報伝達手段（防災メール、FM島田、テレビ画像に文字情報を表示するLアラート¹³、広報車の巡回、市ホームページやSNS¹⁴、電話連絡、衛星携帯電話等）に加えて、ICT¹⁵やドローンを活用した災害情報の収集・処理システムの導入を視野に入れた調査・研究を進めます。
- ・災害発生時に住民等がスムーズに必要な情報を取得できるよう、第一次指定避難所に公衆無線LAN¹⁶（Wi-Fi）の整備を進めます。
- ・大規模地震災害に備えて、木造住宅の耐震化、耐震シェルターや防災ベッドの設置、家具の固定化など家庭の防災対策への支援を促進します。
- ・木造住宅が密集する地域での大規模火災のリスク軽減が期待できる感震ブレーカーの配備や、すべての住宅を対象として法定義務である住宅用火災警報器の設置を促進します。
- ・島田市公共施設等総合管理計画を踏まえ、公共施設の耐震性能を高めていきます。
- ・県道島田岡部線大津通り交差点から大井川緑地に至る横井中央線の電線類地中化を進め、市街地から広域避難地¹⁷を結ぶ安全・安心な避難経路を確保します。
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく長寿命化工事を進めるとともに、主要な路線（緊急輸送路¹⁸等）の橋りょうについては耐震工事を実施します。
- ・土砂災害から市民の命と財産を守るため、治山事業のほか、砂防事業、地すべり対策事業、農村地域防災減災事業、急傾斜地崩壊対策事業、がけ地近接危険住宅移転事業を県と連携して着実に進めるとともに、警戒区域に生活する住民が確実に避難できる体制を整備します。

4. 広域の消防救急体制を含め、関係機関等との連携体制を充実強化します

- ・消防救急広域体制を維持するためのハード事業・ソフト事業を着実に推進するとともに、合同訓練の実施等、消防救急活動広域化の効果を高める取り組みを進めます。
- ・救命率の向上を図るため、静岡市消防局と連携し、応急手当の技術や知識を広く市民に普及していきます。
- ・関係機関、関係団体や事業所等との災害応援協定に基づく相互の連携体制を具現化するため、図上演習や防災訓練等で検証します。この際、災害応急対策から復旧・復興、生活再建支援などのそれぞれの段階に応じた連携のあり方について、事業所やボランティア団体と協議を進めます。

用語解説

- 1【初期水防体制】地域における河川等の水害に対処し、被害の軽減を図るための配備体制
- 2【UPZ安全協定】「浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書」のこと。平成28年7月8日に、県知事、中部電力株式会社代表取締役社長社長執行役員、5市2町（島田市、藤枝市、焼津市、袋井市、磐田市、吉田町、森町）首長が調印した。
- 3【BCP（業務継続計画）】災害・事故を受けても重要業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画
- 4【機能別団員】通常の消防団員とは異なり、特定の活動のみに参加することで一般の消防団員を補完する役割を担う団員をいう。例えば、消防団を引退した方がその豊富な経験を活かして、応急手当の普及指導やラッパ隊での吹奏などの活動に携わること。
- 5【防災マイスター】市の危機管理に関する当事者意識や目的意識を堅持して、市長（対策本部長）や住民の立場に立って判断・行動し、冷静・沈着に職責を遂行できる人材
- 6【避難行動要支援者】要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
- 7【ハザードマップ】災害時被害等の予測を地図で表したもの
- 8【要配慮者】高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者
- 9【福祉避難所】介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害のある方などが安心して避難生活を送ることができるよう開設する避難所
- 10【地域防災リーダー】各自主防災組織から推薦され、組織の災害対応力の強化や地域の防災意識と防災力の向上を図るための養成講座を受講した者
- 11【ジュニア防災士】防災の知識があって、東海地震などの大規模な災害が発生した時に、自分で自分の身の安全を守ることができ、地域の人たちの防災活動をお手伝いすることができる、頼りになる小・中・高校生
- 12【デジタル式同報系防災行政無線】アナログ方式の同報系防災行政無線（屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム）の伝送方式をデジタル化したシステム。近年の大規模災害の発生を教訓として、防災行政無線にはこれまで以上に多様化・高度化する通信ニーズ（画像伝送・データ伝送等）への対応が要求されるとともに、平常時における有効活用を図るために更なる改善が求められている。
- 13【Lアラート】災害情報共有システムのことで、安全・安心に関わる公的情報など、住民が必要とする情報を迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤
- 14【SNS】インターネット上で日記やメッセージなどを通じて友人や知人・共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称
- 15【ICT】情報（Information）と通信（Communication）の技術（Technology）の略
- 16【公衆無線LAN】無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービスを指す。
- 17【広域避難地】地震発生後に発生する火災から避難者の生命を保護するものであり、かつ消防用水利、及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、救護復旧活動の拠点となるもの
- 18【緊急輸送路】災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

1-2 健康で自分らしく暮らす(健康づくり・地域医療)

主要な取り組み

1. 健康の保持増進を促進します

- ・生活習慣の改善やがん検診の定期的な受診を促すことで、がんの予防と早期発見に努めます。
- ・国民健康保険被保険者に対して、内臓脂肪に着目した特定健診を実施することで、生活習慣病予備群を発見し特定保健指導¹に繋げ、重症化を予防します。
- ・国民健康保険被保険者の医療情報や健診情報等の分析に基づき、保健指導事業を実施し、糖尿病性腎症重症化予防に取り組みます。
- ・保健委員など地域の健康リーダーとともに、生活習慣の改善を促し、からだどころの健康増進に努めます。
- ・幼児期からの意識付けを高めるなど、歯と口の健康に関する意識の高揚を図ります。
- ・「しまだ健幸マイレージ²」の活動を通じて、市民のセルフケア意識を高めます。
- ・健康無関心層を減らすため、情報伝道師的役割を持つ「健幸アンバサダー³」を養成し、健康寿命の延伸を目指します。

2. 食育を促進します

- ・「島田市食育推進計画」に基づき、生涯にわたるライフステージに応じ、間断なく、市民一人ひとりが主体的に食育⁴を実践できる環境づくりを目指します。
- ・家族や仲間と食事を取りながらコミュニケーションを図る「共食」を推進します。
- ・家族形態の多様化に対応した食育を推進します。
- ・児童・生徒が正しい食習慣を身につけ食の大切さを理解できるよう、学校給食を「生きた教材」として活用します。

3. 新市立島田市民病院の建設を推進します

- ・志太榛原保健医療圏における中核的医療機関⁵として、地域に必要な救急医療（小児救急医療を含む）、感染症・結核などの政策医療を行うとともに、急性期を中心とする医療を担う新病院を建設します。
- ・新病院は、災害拠点病院としての機能充実を図ります。
- ・新病院の建設計画に合わせ、周辺において必要となる道路、水路などの基盤整備を計画的に実施します。

4. 地域医療の充実と確保を図ります

- ・「地域医療基本条例」に基づき、市民・医療機関・行政がそれぞれの役割を果たす安定した地域医療体制を構築します。
- ・医療機関や保健・福祉・介護に関する団体等との連携を強化するとともに、市民が医療体制の現状を正しく理解し医療現場の負担が軽減されるよう、適正受診の必要性等を啓発します。
- ・圏域市町・医療機関が連携して、「静岡県保健医療計画」に基づき、圏域全体の医療機能の確保と救急医療体制の維持を図ります。
- ・南海トラフ巨大地震等の災害に備え、医療関係機関等が緊密に連携する災害医療体制を構築します。
- ・災害時における救護所機能の充実を図るため、救急医療セット及び医療救護所用資機材を計画的に更新します。
- ・災害時における医療スタッフの確保のため、「災害時医療救護所支援ナース養成講座」等を開催し、人材の育成に努めます。
- ・団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、医療と介護の連携を強化し、在宅医療⁶を支援します。
- ・24時間365日対応可能な訪問看護ステーションの取り組みを推進し、在宅医療体制の整備を進めます。
- ・県内をはじめとする医科系大学に医師派遣を働きかけるとともに、医学生や看護学生に修学資金制度⁷の周知等を図ることで医療スタッフの確保につなげます。
- ・島田市立看護専門学校において、学習環境の整備と学習内容の充実を図り、当市の医療を支える看護師を養成します。
- ・広域化による県との連携を図りながら、国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営を維持していきます。税収入の確保に努めるとともに、後発医薬品差額通知⁸の送付や特定健診・特定保健指導の実施により医療費の上昇を抑え、被保険者が安心して医療が受けられる体制を維持していきます。

用語解説

- 【特定保健指導】特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師、管理栄養士などが行う生活習慣の見直しを促す指導のこと
- 【しまだ健幸マイレージ】市民の健康づくりを応援するポイント制度で、運動や食事、健（検）診、社会参加など、自分に合った健幸づくりに取り組みポイントを貯め、特典に応募できる仕組み
- 【健幸アンバサダー】健康づくりに関する正しい知識や上手な情報の伝え方を学び、友人や近所の人など、周囲の人に情報を伝える人
- 【食育】生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること
- 【中核的医療機関】中核的医療機関とは、地域の医療連携の中核的役割を担う医療機関のこと
- 【在宅医療】医師や看護師、理学療法士などの医療従事者が、自宅や老人福祉施設などの患者の住まいを訪問して行う医療活動のこと
- 【修学資金制度】医学を専攻する者で将来市立島田市民病院において医師として勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与する制度。市民病院における医師の確保を図り、地域医療の充実に資することを目的とする。
- 【後発医薬品差額通知】医療費の抑制を目的に、後発医薬品に切替可能な対象者に対して送付する差額通知のこと

1-3 生涯を通じて誰もが生きがいを持ち安心して暮らす(高齢者・介護)

主要な取り組み

1. 自立した生活と健康寿命の延伸を図ります

- ・地域に通いの場を創設し、高齢者が身近な場所で介護予防¹に取り組む「しまとレ²」を推進します。
- ・気軽に集まり交流ができる居場所の整備を進め、閉じこもりがちな高齢者が、仲間づくりや互いに見守り合える体制づくりを支援します。
- ・高齢者の生きがいづくりと健康増進のため、老人クラブ等の社会活動への参加を促進し、その活動を支援します。
- ・高齢者の健康増進及び福祉の向上を図るため、趣味・娯楽活動の場である「伊太なごみの里」や「川根老人憩いの家」を適切に管理運営します。

2. 多様な主体による生活支援体制を整備します

- ・生活支援コーディネーター³（地域支え合い推進員）を日常生活圏域ごとに配置するとともに、地域の資源や課題の共有を図る協議体⁴の活動を通じて、サービスの担い手を発掘します。
- ・シニアトレーニング⁵指導員養成講座などで担い手を養成し、心身に不安を抱える高齢者を元気な高齢者が支える互助の体制整備を進めます。

3. 安心して暮らせる環境整備を推進します

- ・高齢者の地域社会からの孤立防止や異変の早期発見、また、高齢者への迅速な支援を目的に、市、関係団体及び協力事業者等が相互連携を図り、日常的な見守り体制を充実・強化していきます。
- ・ひとり暮らしの高齢者の住宅に、緊急通報装置・火災感知器・ガス漏れ警報器を設置し、緊急事態に備えた日常の見守り体制を充実します。
- ・認知症等により判断能力が不十分になった高齢者の権利や財産が守られ、自分らしい生活が維持されるよう、成年後見制度⁶の普及と活用を促進します。

4. 心身の状態変化に応じた包括的支援を推進します

- ・地域包括支援センター⁷において、多様な相談を総合的に受け止め、関係機関と連携し、高齢者が適切なサービスや社会資源を活用できるよう支援します。
- ・高齢者が抱える問題や地域の課題を多職種の関係者で協議する「地域ケア会議」や、介護サービス等利用者の自立支援・生活機能向上に向けた適切な支援方法を検討する「自立支援型地域ケア会議」を開催し、課題の解決を図ります。
- ・在宅医療の支援体制を構築するとともに、地域における医療と介護の連携を強化します。
- ・認知症の早期診断・早期対応に向けて支援するため、認知症初期集中支援チームの取り組みを充実します。また、認知症の正しい知識や情報を広く普及し、介護者等の精神的・身体的負担の軽減を図るとともに、生活と介護の両立を支援する取り組みとして、認知症カフェ⁸の設置を推進します。

5. 介護保険サービスの適切な提供を推進します

- ・高齢者の介護ニーズを捉え、質の高いサービスを安定的に供給していきます。
- ・介護保険制度の「入口」となる要介護認定⁹について、適正かつ公平な審査判定が確保されるよう努めます。
- ・介護保険制度の「過程」となるケアマネジメント¹⁰の点検とケアマネジャー¹¹への支援を行い、過不足のない介護サービスの提供につなげます。
- ・介護保険制度の「出口」となる介護サービス提供事業所への指導により、介護報酬¹²請求の内容について点検し、質の高い適正な介護サービスの提供を促進します。

用語解説

- 【介護予防】運動機能の低下や低栄養状態等からくる生活機能の低下により、要支援、要介護状態になることや、要介護状態が悪化することを防ぐこと
- 【しまとレ】介護予防に効果的な体操
- 【生活支援コーディネーター】地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者
- 【協議体】各地域において生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークのこと
- 【シニアトレーニング】高齢者の身体機能の維持・向上を目指し、低負荷のトレーニング機器を用いて行うトレーニング。トレーニングルームは、元気なシニア世代の介護予防と地域における高齢者相互の支え合いの場となっている。
- 【成年後見制度】認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益を被ることや、人間としての尊厳が損なわれることのないよう、主に法律面で支援する制度
- 【地域包括支援センター】高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・保健・医療・福祉の幅広い相談に応じ、助言や支援を行う総合相談窓口。介護保険法に基づき、市に設置されている。
- 【認知症カフェ】認知症の方やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有して理解し合うとともに、認知症の方の介護者の負担軽減を図る場所
- 【要介護認定】介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む）であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定される。

- 10【ケアマネジメント】利用者自身の心身の状況やニーズを捉え、尊厳をもって自立した生活ができるよう支援していく一連の過程
- 11【ケアマネジャー】要介護または要支援の認定を受けた高齢者等から相談に応じ、その心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画（ケアプラン）等を作成し、介護サービス事業者や関係機関との連絡・調整を行う者
- 12【介護報酬】介護報酬とは、事業者が利用者（要介護者または要支援者）に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者に対して支払われるサービス費用のこと

1-4 弱い立場の人を支えあう（地域福祉・障害福祉）

主要な取り組み

1. 地域福祉活動を積極的に推進します

- ・島田市社会福祉協議会、島田市民生委員・児童委員協議会などの福祉関係団体との連携を強化し、地域福祉活動の充実を図ります。
- ・島田市社会福祉協議会と連携し、地域組織に対して積極的に働きかけ、小地域福祉活動を推進する地区社会福祉協議会¹の設立を支援します。

2. 自立した生活を送ることができるよう支援します

- ・生活に困窮する人に、相談などの適切な支援を行うとともに、地域住民や様々な関係機関と協働し、生活困窮者の自立を後押しします。
- ・生活保護を必要とする世帯に対して、法に基づく適正な保護を実施するとともに、自立促進に向けた就労支援などに取り組みます。
- ・家庭に眠っている不要な食品を集める活動を市内全域に広げるとともに、NPO²等の協力を得ながら支援が必要とされる人に食料を提供します。

3. 障害の相互理解と障害のある人の社会参加を促進します

- ・障害の特性に応じて合理的に配慮することで、障害を理由とする差別を解消し、地域活動や様々な行事等に気軽に参加できる環境づくりを進めます。
- ・障害者就労施設³で生産された物品の販売コーナーを公共空間等に設置し、障害者の社会参加の場を提供するとともに、障害のある人に対する理解の啓発活動に努めます。
- ・日常生活において、障害のある人の意思疎通が円滑になるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション支援体制の充実を図ります。
- ・障害の有無や年齢、性別を問わず、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取り組みを推進します。

4. 障害福祉サービスの充実を図ります

- ・障害のある人のニーズを的確に捉え、障害の特性や程度に応じた障害福祉サービス⁴を提供します。
- ・障害のある人とその家族が気軽に相談できる環境と気軽にサービスを利用できる体制を充実します。
- ・障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、権利擁護施策⁶の推進や虐待防止対策の強化を図ります。
- ・重度心身障害児が特別支援学校⁵卒業後に日中生活する場の確保を推進します。

5. 障害者雇用・就労を促進します

- ・障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等と連携し、障害のある人が能力や適性に応じて雇用される環境を確保するよう、企業等に働きかけます。
- ・企業等での就労が困難な障害のある人に対し、特性に配慮した訓練にかかる障害福祉サービスが提供できるよう支援します。

用語解説

- 1【地区社会福祉協議会】地域の福祉課題の解決に向け、地域住民全員が福祉の担い手となり、住民同士がお互いに「支え合うこと」を目的に様々な活動を展開する任意の団体
- 2【NPO】福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野で社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体（NPOは、Non-Profit Organizationの略）
- 3【障害者就労施設】一般企業などで働くことが難しい方が、施設で生活しながら、または、自宅から施設に通いながら社会参加・自立を目指して働いている施設。就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所がある。
- 4【障害福祉サービス】障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、国県によって仕組みが統一された「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、地域の実情に応じて実施される、市独自の「地域生活支援事業」がある。個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる。
- 5【特別支援学校】学校教育法で規定された、心身障害児を対象とする学校。幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。
- 6【権利擁護施策】人権が侵されないよう保護するための施策

政策分野2 子育て・教育

子育て・教育環境が充実するまちづくり

2-1 子どもを生き育てやすい環境をつくる（子育て）

主要な取り組み

1. 家庭を持ちたくなる環境づくりを推進します

- ・家庭を持つきっかけづくりとなる出会いの場を、しまだおせっかい人サロン等の結婚支援ボランティア団体と協働し、提供します。
- ・所得の低い新婚世帯への支援を充実します。
- ・不妊治療や不育症治療等に要する経費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。

2. 子育てを温かく見守る環境をつくります

- ・子どもとその家庭及び妊産婦の福祉に関して必要な支援全般を担う、子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。
- ・子育てに関わる総合相談窓口「子育てコンシェルジュ」の業務内容を充実します。専門の相談員が保護者や妊婦のニーズを聞き、子育て支援サービス等の情報提供や専門機関へのつなぎを丁寧に行います。
- ・子育ての不安の解消や孤立化の防止を目的に、地域の子育て支援センター₁による子育て仲間同士の交流会を創出します。
- ・産前産後の家庭を訪問し、育児の相談や援助など子育てのスタートを支援するために育児サポーター₂を派遣します。
- ・育児の援助を受けたい会員と行いたい会員をつなぎ、ファミリー・サポート・センター事業を引き続き実施し、事業の充実を図ります。
- ・家庭の教育力を高め、親と子、家族同士の良好な関係を築くことを目的に、親学講座を実施し、親教育を支援します。
- ・子育てに関する助言や、母親同士の仲間づくりの場を提供する「子育て広場」を、先輩ママたちの中から育成したペアレントサポーター₃と協働して開催していきます。
- ・地域の公民館等で、児童及びその保護者の育児相談などの交流の場となる「つどいの広場」を実施する子育て応援団体に交付金による支援を行い、子育てを地域全体で見守る雰囲気醸成します。
- ・子育ての総合窓口として開設した「島田市子育て応援サイトしまいく」について、妊娠、出産、育児のライフステージに合わせた子育て情報の充実を図ります。

3. 安心できる母子保健体制等を整えます

- ・総合相談窓口となる「子育て世代包括支援センター₄てくてく」に専門の相談員（母子保健コーディネーター₅）を配置するとともに、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握するため、医療機関や地域子育てセンター等の関係機関との連携を図り、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの切れ目ない支援につなげます。
- ・安心して出産・育児が行えるよう妊産婦の健康診査や健康相談、家庭訪問等で保健・育児指導を実施します。
- ・妊娠期から養育支援が必要な家庭に、保健師、相談員、保育士が訪問し、子育ての不安や負担感を軽減できるよう支援します。
- ・生後1～2か月の時期に、母子の心身の状態などを確認するため、保健師等が家庭を訪問して、適切な育児・保健指導を行います。
- ・乳幼児健康診査や健康相談の実施により、疾病や障害の早期発見や早期治療につなげるとともに、適切な生活習慣の獲得、むし歯予防、栄養指導等に関する支援を行い、健康の保持増進に努めます。
- ・重度の障害のある子どもの家庭に看護師や保育士（育児サポーター）が訪問し、保護者に代わって児童の見守りなどを行うことで、育児負担の軽減を図ります。
- ・生活していく力をつけるために、個々の発達状況に適した療育等の支援を行います。
- ・法に基づき、定期予防接種を実施することで、伝染のおそれのある疾病の発生やまん延を予防し、予防接種未接種者に対しては、接種の勧奨に努めます。
- ・乳幼児及び児童等の保険診療にかかる治療に要する医療費を助成（こども医療費助成事業）することにより、乳幼児等の健全な育成を図ります。
- ・ひとり親家庭に対し、母子家庭等医療費助成や自立支援教育訓練給付金などの経済的支援、自立支援を行います。

4. 子育てのしやすい環境を整えます

- ・国の子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児教育・保育・子育て支援の質の向上を図ります。
- ・多様な教育・保育サービスの充実を図るため、保育園等に適切な支援を行います。
- ・保育ニーズに合わせて保育定員数を拡大するほか、状況に応じ、幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つ認定こども園⁶への移行を支援します。
- ・子育て世代の負担を軽減するほか、合計特殊出生率⁷の上昇や定住の促進、さらに転入者の増加を図るため、保育料の第2子半額、第3子以降の無償化を実施し、その効果を検証します。
- ・0歳から18歳未満の発達に課題のある子どもを継続的に支援するため、関係機関との連携を図り、総合的かつ専門的な相談ができる場の充実を図ります。
- ・発達に課題のある子どもが、地域社会へ積極的に参加できる支援体制を構築します。
- ・利用児童と待機児童の動向を把握し、民間事業者による新設運営を含めた放課後児童クラブ⁸の整備を進め、待機児童の解消を図ります。併せて、指導員不足の解消や放課後児童クラブの質の向上を図ります。
- ・児童館、児童センターを運営し、子どもの健全な遊びや体験を通して、健康と体力の増進及び情操を豊かにする場を提供します。
- ・子どもの健全な遊び場、子どもを中心とした多世代が交流する場としてのこども館を運営し、次世代の社会を担う子どもの健全な育成と地域における子育て支援を行います。
- ・経済的に厳しい状況に置かれている子どもに対しての既存の支援事業を検証し、その生まれ育った環境によって将来が左右されることのないよう、必要な施策の充実を図ります。

用語解説

- 1【子育て支援センター】地域子育て支援拠点として子育て中の親子にとっての身近な支援場所。子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育て等に関する相談・援助の実施や子育て関連情報の提供・講習等を実施するための拠点。
- 2【育児サポーター】就学前の子どもと同居している妊娠中の母親や出産後間もない子どもをもつ母親に対して、家庭訪問により育児援助・相談を行う育児経験のある保育士
- 3【ペアレントサポーター】妊婦から就学前までの保護者の居場所づくりの支援や、公共施設を使った読み聞かせ活動など、子どもの「生きる力」を培う上で重要な家庭教育をサポートする支援員
- 4【子育て世代包括支援センター】妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、母子保健にかかる専門職が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う拠点。島田市保健福祉センター1階に現在開設している。
- 5【母子保健コーディネーター】母子保健に関する専門的な知識を持った保健師
- 6【認定こども園】幼稚園・保育所のうち、就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けた施設
- 7【合計特殊出生率】15歳～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
- 8【放課後児童クラブ】保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校に就学している児童を放課後の時間帯や夏休み等の長期休暇期間に預かる施設

2-2 地域ぐるみの教育環境をつくる（学校支援・子供支援）

主要な取り組み

1. 地域全体で学校教育を支援します

- ・学校だけではなく、地域や家庭が一体となって地域の教育力の向上を図る「学校支援地域本部事業¹」を進めます。
- ・子供たちの個性や能力を伸ばすため、創意工夫があふれる教育活動を展開する学校を支援します。
- ・地域の教員OBや大学生、学校教育支援員²等と連携して、学習の習慣づけと定着を目的とした寺子屋事業³を推進します。

2. 地域の人・資源を活かした学びの場をつくります

- ・子供一人ひとりの「豊かな心」「確かな学力」「健康な体」を育むため、子供の夢を膨らませる活動や地域資源を活かした教育を実践します。
- ・中山間地域の豊かな自然とゆったりとした生活に触れられる機会を子供たちに提供することで、郷土愛や人間性、コミュニケーション力を育みます。
- ・「放課後子ども総合プラン⁴」に基づき、体験活動を通じて子供の地域愛と社会性を培う「放課後子ども教室」を地域の人たちと協働して実施していきます。

3. 地域ぐるみで望ましい教育環境の実現を目指します

- ・「島田市教育環境適正化検討委員会⁵」の提言をもとに、子供たちのためになる望ましい教育環境の実現に向けて取り組みます。

用語解説

- 1【学校支援地域本部事業】地域教育協議会（運営委員会）、地域コーディネーター、学校支援ボランティアによって構成される地域全体で学校教育の支援を行う組織を設置し、学校・家庭・地域が一体となって教育を支える体制を整備する事業
- 2【学校教育支援員】発達障害や学習障害など、特別な支援を必要とする子供たちに対し、個別の対応を行う支援員
- 3【寺子屋事業】社会総がかりで子供たちを育む環境づくりの推進に向けて、家庭等において主体的に学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力を活用した放課後等における学習支援
- 4【放課後子ども総合プラン】全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」と文部科学省所管の「放課後子ども教室」を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業のこと
- 5【島田市教育環境適正化検討委員会】島田市立の小学校及び中学校における教育効果を高めるための適正な教育環境について調査及び検討する組織

2-3 豊かな心を育む教育を進める（義務教育）

主要な取り組み

1. 子供たちの成長を支える教育環境を構築します

- ・幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携を図り就学支援委員会¹や研修会を開催し、きめ細やかな就学支援体制を推進していきます。
- ・各学校において和文化教育²推進・小中連携事業推進・地域学習推進等の委員会を組織し、子供たちが夢や地域愛を育むための環境を整えます。
- ・ALT³や外国語活動支援員⁴を全校に派遣し、児童・生徒の外国語によるコミュニケーション能力向上と、国際感覚を養う事業を推進します。
- ・全国学力学習状況調査の結果を検証し、効果的な教育方法等を研究・導入していきます。
- ・教職員の多忙化解消のため、広域連携による校務支援システム⁵を効率的に運営し、さらなる充実を図ります。
- ・タブレット端末⁶の導入及びタブレットを有効活用するための無線LAN⁷環境整備を進め、教科指導へのICT機器活用の拡大に取り組みます。
- ・児童・生徒の論理的思考力、分析力（問題把握能力）、問題解決能力を高め、豊かな創造性を育むためのプログラミング教育⁸を推進します。
- ・各学校に図書館支援員を配置し、児童生徒の読書活動、調べ学習等の授業支援を行います。
- ・遠距離通学が必要な児童・生徒の交通手段として、伊久美地区・鍋島地区・金谷地区・川根地区でスクールバスを運行するほか、バス車両を順次更新していきます。

2. 学校施設を計画的に整備します

- ・小中学校の施設の改築や改修・修繕工事のほか、トイレの洋式化などの設備工事を計画的に進め、子供たちが安心して学ぶことのできる教育環境の整備に努めます。
- ・空調機器の設置を検討するなど、学校環境衛生基準に沿った教育環境を整えます。
- ・学校施設の調査・点検を定期的を実施することで、学校生活における子供たちの安全を守ります。

3. 誰もが平等に教育を受けられる環境をつくります

- ・生活が困窮している家庭に、子供の学校生活に必要な学用品や給食費等を支援します。
- ・各学校に学校教育支援員を配置し、一斉授業についていけない児童・生徒のサポートや発達障害等をもった特別な教育的支援が必要な子供の支援を行います。
- ・特別支援学級に通う児童・生徒の保護者の経済的な負担を軽減します。
- ・スクールソーシャルワーカー⁹を各学校に派遣し、教育センター¹⁰と連携しながら、不登校や問題行動に細やかに対応していきます。
- ・不登校児童・生徒とその保護者に対し、特別支援教育士やカウンセラーによる相談を通じて、きめ細やかに対応します。
- ・いじめにつながる事案を速やかに把握し、適切に運営する「いじめ問題対策連絡協議会」で、関係機関と連携した防止対策に取り組みます。

4. 安全・安心な学校給食を提供します

- ・学校給食センターの効率的な運営と徹底した衛生管理により、児童生徒に安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供します。
- ・市民試食会や家庭教育学級¹¹などの機会を通じて、学校給食に対する保護者や地域住民等の理解を深めます。
- ・地元農産物を積極的に取り入れた献立を増やすことで、安全で新鮮な学校給食の提供とともに、児童・生徒の地産地消への理解及び農林業への関心を高めます。
- ・子供の症状に応じた食物アレルギー対応食を提供します。
- ・老朽化が進む南部学校給食センターの施設改修と機器更新を計画的に進めます。

用語解説

- 【就学支援委員会】障害のある幼児、児童及び生徒に関し適正な就学指導及び支援を行うための組織
- 【和文化教育】日本文化の心を知り、他を思いやる心、感動する心など「豊かな心」を育てることをねらいとして、地域の伝統文化や特色を学ぶこと
- 【ALT】外国語指導助手のことで、Assistant Language Teacherの略
- 【外国語活動支援員】コミュニケーション能力の素地を身に付けた子供の育成と、教職員の指導力の向上を目指し、学校に配置する支援員
- 【校務支援システム】教職員が行う校務処理（出欠席の管理、成績通知表や指導要録・調査票の作成にかかる様々な処理）の電算システム。システムの利用により、教員の負担を軽減し子供と向き合う時間の増加を図り、もって教育活動の質を向上できる。
- 【タブレット端末】PCやモバイル端末のうち、タッチインターフェースを搭載した液晶ディスプレイを主な入出力インターフェースとする、板状の持ち運び可能なコンピュータの総称
- 【無線LAN】ケーブル線の代わりに無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステム
- 【プログラミング教育】子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの

- 9【スクールソーシャルワーカー】いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う専門家
- 10【教育センター】島田市の教育の充実と振興を図るための教育施設。専門的、技術的な調査研究や教育相談、教育指導等に関する事業を行う。
- 11【家庭教育学級】家庭教育について親同士が学び合い、迷いや悩み、不安などの解決や解消、親同士のネットワークづくりなどを行う場

2-4 地域で学びの力を発揮する人材を育てる（社会教育）

主要な取り組み

1. 生涯学習の充実を図ります

- ・地域の人が集い、つながりを深め、課題を話し合う場として、公民館をはじめ、しまだ楽習センター、野外活動センター、山村都市交流センターなどの社会教育施設の機能の充実を図るとともに、学習のきっかけづくりとして魅力ある講座を開催します。
- ・市民一人ひとりが自分らしく学び続けるとともに、その成果を十分に活かすことのできる環境を整え、地域・学校・家庭等が連携・協働する学習機会を創出します。
- ・社会教育委員¹や生涯学習推進委員²として、男女年齢問わず、幅広い人材を登用し、多様な意見を取り入れた社会教育の推進を図ります。
- ・地域への強い愛着と問題解決に向けた高い意識を持つ人材や、ICTを活用しまちづくりに取り組む人材を育成し、多様化、複雑化する地域課題を解決していきます。

2. 青少年の健全な育成を支援します

- ・子供たちの自己有用感や社会性を培うため、地域の人たちや青少年育成団体などと連携・協働して、少年育成教室などの体験型プログラムを実施していきます。
- ・少年育成教室における中・高校生リーダー実習などにより、将来、地域づくりの中核を担う青少年リーダーを育成します。
- ・ネット社会への対応や薬物防止対策、虐待防止対策など、地域社会が一体となって青少年を見守る活動を推進します。
- ・育成補導委員による声掛けや補導などの活動を通じて、青少年が健全に成長できる環境をつくります。
- ・すべての子供・若者が豊かな人間関係を築きながら、自立した個人として健やかに成長していくために、「第2期しまだ大井川子ども・若者プラン³」に基づき支援します。
- ・困難を抱える子供・若者の自立を支援するため、「島田市子ども・若者支援地域協議会⁴」における関係機関との連携を強化していきます。

3. 家庭教育を推進し子育て学習を支援します

- ・発達段階に応じた学習プログラムの提供や講座の開講等により、子供の基礎的な資質の向上や能力の成長に重要な役割を担う、「親力」を養成します。
- ・子供を心身ともに健やかに育てていくための学びの場や、子育ての悩みなど相談する場、仲間づくりのできる場を創出する家庭教育学級を開催します。
- ・子育て中の保護者や家庭教育に関心のある市民を対象に家庭教育講演会を開催し、地域の教育力の向上を図ります。
- ・家庭や地域での子ども読書の推進を図るため、ボランティアが公民館や図書館等で絵本を読み聞かせする「おはなし会」の活動を支援します。

4. 図書館機能を充実させ読書活動を支援します

- ・「島田市図書館資料収集方針」に基づき、市民のリクエスト等を踏まえた蔵書資料の収集に努めます。
- ・県立中央図書館等の動向を見ながら、電子図書館⁵機能の導入を検討していきます。
- ・対面音訳⁶やDAISY図書⁷などの録音図書⁸を導入するなど、視覚に障害のある人をはじめとする、だれもが快適に利用できる図書館を目指します。
- ・ブックスタート⁹やキッズブック¹⁰、おはなし会等の機会を通じて、子供と親が本に触れ合うきっかけをつくるほか、読書通帳¹¹による読書習慣の定着化を図るなど、読書を通じて子供の豊かな心の育成を支援します。
- ・子供が身近な場所で本に親しめるよう公民館等の図書コーナーを充実し、市立図書館の地域館として位置づけます。
- ・図書館電算システムを更新し、利用者へのサービスの向上を図ります。

用語解説

- 1【社会教育委員】社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言を行う委員
- 2【生涯学習推進委員】生涯学習推進のための計画案づくりや調査研究、広報及び啓発について協議し、検討を行う委員
- 3【しまだ大井川子ども・若者プラン】子ども・若者が豊かな人間関係を築きながら、自立した個人として健やかに成長していくための支援計画
- 4【島田市子ども・若者支援地域協議会】子ども・若者育成支援推進法に基づき設置される協議会で、ニート、ひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うために、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各分野の関係機関からなる地域におけるネットワーク
- 5【電子図書館】インターネットを利用して、電子化された書籍等を検索・貸出・返却・閲覧できる図書館のこと
- 6【対面音訳】文字で書かれた資料を読むことが困難な方に、図書館内で音訳者が対面で資料を読むサービス
- 7【DAISY図書】国際標準規格（DAISY）により、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人のために作られたデジタル録音図書
- 8【録音図書】書籍等を朗読し、その音声を録音したもの。特に視覚障害者のために作成されるものをいう。
- 9【ブックスタート】乳幼児から親子で絵本を読む大切さを感じてもらうことを目的に、乳児（島田市は7か月児）とその保護者に希望する絵本を贈呈する事業
- 10【キッズブック】ブックスタートに続く事業で、家庭での読み聞かせの大切さや読書の楽しさを伝えることを目的に、3歳児とその保護者に絵本の読み聞かせや選書に役立つ読書案内を行うもの
- 11【読書通帳】子供の読書推進を主な目的として、預金通帳形式の記録簿に貸出記録を残せる仕組み

2-5 生涯スポーツを楽しむ人を増やす（スポーツ活動）

主要な取り組み

1. 生涯スポーツを普及します

- ・魅力的なジュニアスポーツクラブ¹を開催し、子供たちが継続的にスポーツに取り組める環境を整えます。
- ・誰もが楽しめるニュースポーツ²教室を開催し、健康増進、スポーツ人口の拡大、多世代交流を図ります。
- ・中学校の部活動に専門的知識・技能を持つ外部指導者を配置し、教職員の負担軽減を図るとともに、子供たちにスポーツの基礎や楽しさを伝えます。
- ・障害のある人の社会参加を目的に、ライフスタイルにあったスポーツ活動への支援を進めます。

2. 競技スポーツの推進を図ります

- ・モンゴル国ボクシングチームをはじめとする海外の2020年東京オリンピック選手団や全国の実業団、大学のチームなどの合宿誘致を通じて、レベルの高いスポーツに触れる機会を創出します。
- ・オリンピックやパラリンピックを含む世界大会や、著名な国内大会で活躍する当市にゆかりのあるスポーツ選手・団体を支援します。また、選手と市民がふれあう場を創出し、それに続くスポーツ選手・団体の育成につなげます。
- ・「しまだ大井川マラソンinリバティ」など、各種スポーツ大会の開催を支援、市民スポーツの競技力・技術力の向上に努めます。
- ・各種競技団体が加盟する体育協会、スポーツ少年団などを支援することで、競技スポーツの推進を図ります。
- ・全国障害者スポーツ大会等で活躍する選手を応援します。

3. スポーツ活動を行う環境を整備します

- ・島田市総合スポーツセンターや横井運動場公園など、社会体育施設の利便性を向上させる施設整備を計画的に実施します。
- ・田代の郷整備事業地内に「子どもから高齢者まで、楽しく健康の保持増進ができる多目的スポーツ・レクリエーション広場」を整備します。
- ・学校教育と調整し、屋内運動場やプールなどの学校体育施設を開放します。

用語解説

- 1 【ジュニアスポーツクラブ】子供たちの基礎体力の養成やスポーツに親しむ場の提供のため、小学生を対象に開催するスポーツ教室
- 2 【ニュースポーツ】トランポウオーク、バルーンバレー、ファミリーバドミントンなどの新しい競技

政策分野3 経済・産業

地域経済を力強くリードするまちづくり

3-1 雇用の創出や新技術の導入により地域経済を発展させる（地域経済）

主要な取り組み

1. 活躍する人を育て、応援します

- ・島田市産業支援センターが、中小企業の課題解決の場、起業希望者への支援の場、さらには異業種との交流の場として定着し認知されるよう、相談体制の一層の充実と事業者や起業希望者のニーズに合ったセミナー・交流会の企画・開催に努めます。
- ・子育て世代への支援を充実させ、女性の就業率の向上につなげていきます。
- ・若者において、首都圏及び中京圏を主なターゲットに、U・I・Jターン¹就職を促進させます。
- ・子育て、介護等により外で働くことが困難な人たちに対し、クラウドソーシング²などの場所と時間にとられない新しい働き方を提案します。
- ・高齢者が豊かな経験と能力を発揮できるよう、就労の場を提供するシルバー人材センターを支援します。
- ・就労に悩む若者の自立を支援するためのセミナーや若者就労支援サポーターの養成研修会等を開催します。

2. 経済活動の輪を広げていきます

- ・経済団体、金融機関、研究機関、企業・事業者、大学などと連携し、それぞれが持つノウハウや技術を活用し、当市固有の資源を活かした魅力ある商品やサービスの開発を支援していきます。
- ・市内に設置されている商業高校や工業高校などの生徒の自由で柔軟な発想を産業の活性化へとつなげていきます。
- ・民間のノウハウや大学の技術を活用できる場をつくります。
- ・市民や企業・事業者などが発案し、自らつくり上げ地域を盛り上げるイベントを支援します。

3. ICTの活用で、産業の活性化を推進します

- ・人口減少・少子高齢化による労働力不足や市場の縮小など、各産業が共通で抱える課題に対し、ICTの効果的な活用が図れるよう支援します。
- ・ICTの導入や利活用による効果やメリットの周知・啓発を進め、ICTの活用促進を図ります。
- ・IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）等を活用した新たな取り組みを支援することで、産業の活性化につなげていきます。

用語解説

1 【U・I・Jターン】大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと（Uターン、Iターン、Jターン）

2 【クラウドソーシング】不特定の人（crowd=群衆）に業務委託（sourcing）するという意味の造語で、ICTを活用して必要な時に必要な人材を調達する仕組みのこと

3-2 世界に誇れる技術を持った中小企業を育てる（工業）

主要な取り組み

1. 中小企業をサポートし、経営基盤を強化します

- ・ 地域産業を支える中小企業の経営基盤を強固なものとするために行う設備投資や経営改善などをサポートしていきます。
- ・ 新産業分野への進出やイノベーション（技術革新）、国内外への販路開拓、新規の創業・起業などを目指す事業者を多角的に支援していきます。

2. 付加価値の高い地域産業を創出します

- ・ 企業ニーズに合致する立地環境を整えるため、成長産業分野の動向や企業立地の意向など、ターゲットを広くとりながら情報収集に努めます。
- ・ 周辺の環境に配慮した中で、豊富な水資源や農林産物等を活かし、6次産業¹など次世代の成長産業²を見据えた企業誘致を進めます。
- ・ 「内陸フロンティア推進区域³」にとどまらず、市内各地において交通アクセスの優位性を活かした新たな工業用地の開発と周辺の基盤整備を進めます。

用語解説

1 【6次産業】農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業（加工・販売等）にかかる事業の融合した産業

2 【成長産業】主に農林水産業の生産・加工・販売の一体化による6次産業、食品、医療品、医療機器、環境関連等の産業

3 【内陸フロンティア推進区域】防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを実現する「内陸のフロンティアを拓く取組」の静岡県全域への拡大に向け、市町の取り組みや事業の具体化強化のため、市町の申請に基づき県知事が指定する区域のこと。島田市では、新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺が指定されている。

3-3 商店街や個店を支援し、地域のにぎわいを生み出す（商業）

主要な取り組み

1. 中心市街地のにぎわいづくりを進めます

- ・官民連携のもと、おび通りや駅前緑地などのにぎわい創出拠点を活用した多彩なイベントを開催することで、中心市街地ににぎわいを創出し経済効果の波及を図ります。
- ・中心市街地の空き店舗対策として、再利用を目指したリノベーション¹を支援するなど、既存物件の利用価値を高める取り組みを進めていきます。
- ・商業課題の解決や機能向上のために、商店街や商業団体、個店が実施する事業を支援します。
- ・中心市街地の将来像を示した基本計画に基づく振興策を着実に実施していきます。

2. 地域に密着した商業サービスを展開します

- ・食料品や日用品の入手が困難な高齢者等に対して、移動販売や訪問販売などの仕組みを構築することで、買い物環境の整備を図ります。

3. チャレンジする店主を支援します

- ・「島田市産業支援センター」で実施する相談の質を向上させるほか、実効性の高いセミナーや交流会を企画し、開催します。
- ・「島田の逸品²」等の販路開拓支援を通して、個店等の挑戦を強力に支援し、当市の知名度向上につなげていきます。
- ・ふるさと寄附金制度を通して、島田ならではの魅力あふれる地場産品を全国へアピールし、地域産品を盛り上げていきます。
- ・商業者団体などが実施する商店街のにぎわい創出事業を支援します。

用語解説

1【リノベーション】既存の建物を改修し、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること

2【島田の逸品】島田市内で生産（又は企画）し販売されている産品の中から、市の魅力を日本、世界に発信するシンボリック的存在として認定した島田市が誇る産品

3-4 地域の特色を活かした農林業を進める（農業・林業）

主要な取り組み

1. 次の世代へつなげる生産体制を築きます

- ・農林産物を効率的に栽培・収穫・加工できる施設整備や情報通信技術の導入により、各地域の特色を活かした農林業を進め、所得の向上を図ります。
- ・認定農業者¹やビジネス経営体²の育成、法人経営への誘導を進めるとともに、女性従事者の育成や新規就農者の支援など、多様な農業経営の担い手確保を図ります。
- ・「農地中間管理事業³」や「人・農地プラン⁴」の活用により、担い手への農地集積を図ります。
- ・基幹産業である茶業の活性化を図るため、有機碾茶などの付加価値のあるお茶の栽培や消費者ニーズに合わせた売れるお茶の生産を目指します。
- ・基幹作物を茶とした複合経営への取り組みを推進します。

2. 農林業生産基盤の整備を推進します

- ・農業施設及び土地改良施設⁵の計画的な整備や維持管理を図ります。
- ・農業経営の安定化を目指し、小規模かつ不整形な農地を集積して大型機械を導入する取り組みを支援します。
- ・茶の樹齢の若返りを図るため、茶改植等を推進します。
- ・林業の生産性を向上させる機械設備の導入を促進するとともに、間伐事業や林道、施業道の整備、治山事業を進め、木材生産の振興を図ります。
- ・地域や関係団体との連携により、農林産物に多大な被害をもたらす有害鳥獣の対策を進めていきます。

3. 農林資源の魅力为全国へと発信します

- ・「賑わい交流拠点」の整備により、農林業従事者が様々な農林産物の栽培及び製造加工や新たな特産物の開発を行い、出荷することによって所得向上と当地域の農林業の活性化を目指します。
- ・島田茶、金谷茶、川根茶の市内3産地それぞれの特色を活かした宣伝・PR活動を行い、ブランド化を推進します。
- ・世界農業遺産「静岡の茶草場農法⁶」の知名度や関心度を高めるため、農観連携⁷による体験イベントをはじめとするPR活動を展開する中で、茶草場農法で生産されたお茶の魅力を伝え、実践者を支援します。
- ・シティプロモーションや産官学連携により、お茶の販売促進活動を国内外に展開していきます。
- ・茶の海外輸出に必要な有機JAS⁸や、適切な森林管理に認められるFM森林認証⁹など、各種認証制度の取得及び拡大を支援します。
- ・森林組合や林業事業体の活動を支援し、大井川産材の利活用と生産拡大を図ります。

用語解説

- 1【認定農業者】効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業者が、市町村が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示された育成すべき農業経営を目指すため作成した農業経営改善計画を市町村長が認定した農業者
- 2【ビジネス経営体】家族経営から脱皮し、企業的経営感覚で、地域の農業を牽引していける経営体
- 3【農地中間管理事業】農用地を貸したいという農家（出し手）から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織
- 4【人・農地プラン】地域が抱える人と農地の問題を今後解決していくための未来への設計図のこと。具体的には、地域で話し合い「今後の中心となる経営体」「地域の今後の農業のあり方」を決定し、随時更新していくもの。
- 5【土地改良施設】農業用排水施設、農業用道路その他農用地を保全又は利用上必要な施設
- 6【茶草場農法】現在、静岡県など、ごく一部だけで続けられている、茶園周辺で刈り取ったススキやササなどを、茶畑に有機肥料として投入する農法。この投入する草を刈り取る採草地为茶草場といい、貴重な動植物が生まれ、生物多様性が保全されている。
- 7【農観連携】農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取り組み
- 8【有機JAS】有機食品の検査認証制度のこと。農業や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられる。
- 9【FM森林認証】環境と経済を両立させた森林管理を第三者機関が評価・認定をする制度。効率的な森林経営の推進や安全管理の徹底など、世界水準の森林管理により、違法伐採等を防ぐことで、森林を保全する。

3-5 人と地域の魅力を伝える観光施策を進める（観光）

主要な取り組み

1. 観光情報を効果的に発信し、観光による地域の活性化を目指します

- ・市内観光施設や観光行事、周辺観光資源の最新情報を、様々なツールを駆使して効果的に発信します。
- ・観光拠点間のネットワーク化を進め、観光客の滞在時間をより延長することで、地域経済の活性化を図ります。
- ・新たな観光資源の創出や、観光プログラムを構築するとともに、観光関連事業者とのネットワークを活かし、大井川流域の魅力発信と地域DMO₁事業の推進を図ります。
- ・広域的な観光施策を「しずおか中部連携中枢都市圏₂」が取り組む連携事業の中で展開していきます。
- ・「しまだ大井川マラソンinリパティ」など特色あるイベントを通じて当市の情報を発信し、市外から人を呼び込むことで観光交流人口の拡大を図ります。
- ・市外のスポーツ・文化合宿団体との交流機会を通じて、合宿誘致に対する市民の関心を高め、地域の活性化につなげます。

2. 地域資源を活用した観光振興を図るとともに受け入れ態勢を強化します

- ・高速交通網と鉄道網が交わることで生まれる交通乗換機能（モーダルコネクト₃）がもたらす経済効果を、賑わい交流拠点を中心に大井川流域全体へと波及させていきます。
- ・当市を代表する観光名所である「蓬莱橋」への物販所、トイレ、案内所の施設整備や周辺幹線道路等の基盤整備により集客力を高めます。
- ・大井川を軸に観光客を誘導する新たな資源として、川根抜里・葛籠地区にパラグライダーパークやキャンプ場を整備します。
- ・誰もが気軽に楽しむことができるハイキングコースやウォーキングコースの整備を進めます。
- ・伝統芸能文化の継承とともに観光交流人口の増加を図るため、島田大祭や金谷茶まつりを主催する保存振興会等や、観光プロモーションを展開する観光協会を支援します。
- ・当市の温泉資源である川根温泉、田代の郷温泉の施設改修や修繕を進め、利用者が快適に利用することができる環境を整えます。
- ・富士山静岡空港や観光施設、公共施設などを結ぶ観光周遊バスの運行について検討していきます。

用語解説

- 1 【地域DMO】地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体のことで、Destination Management/Marketing Organizationの略
- 2 【中部連携中枢都市圏】総務省が進める新たな広域連携施策で、地方圏において一定要件を満たす都市（昼夜間人口比率が概ね1以上の指定都市・中核市）が「連携中枢都市」となって周辺市町村と連携協約（地方自治法第252条の2第1項）を締結し、共に圏域の活性化を図る制度
- 3 【モーダルコネクト】道路ネットワークやその空間を有効に活用しながら、交通モード間の接続をする機能のこと

政策分野4 環境・自然

住みよい生活環境があり、自然とともに生きるまちづくり

4-1 地球環境の保全に貢献する

(新エネルギー・再生可能エネルギー・低炭素社会・資源循環型社会)

主要な取り組み

1. 新エネルギー₁・再生可能エネルギー₂を利活用します

- ・川根温泉のメタンガスを活用したコージェネレーションシステム₃を通じて、川根温泉ホテルに電気を、ふれあいの泉に熱を安定供給し、温室効果ガス₄を削減する取り組みを全国へと発信します。
- ・遊休地や公共施設の屋根を活用した太陽光発電システムのさらなる導入を進めます。
- ・市内の豊富な資源を活かした小水力・バイオマスをはじめとする新エネルギー・再生可能エネルギーの導入に向けて、市内事業者や市民団体等とともに調査研究を進めます。
- ・太陽エネルギー利用機器の設置支援により、家庭からCO₂を排出削減する取り組みを推進します。
- ・再生可能エネルギーを災害時にも活用できるよう、公共施設に蓄電システムの構築・導入を進めるとともに、一般家庭への導入を働きかけます。

2. 低炭素社会・資源循環型社会₅を形成します

- ・地球温暖化防止対策にかかる国民運動「COOL CHOICE」を広く周知し、市民、事業者向けに環境教育・学習の推進事業を実施します。
- ・エコアクション21₇の認証・登録を継続し、持続可能で環境に配慮する社会の構築に向けた活動を市全域へ広めていきます。
- ・島田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量と資源化の啓発活動を推進します。
- ・田代環境プラザの適正な維持管理と施設を長寿命化するための整備を実施します。
- ・ごみ焼却灰等の外部搬出処理と並行して、新最終処分場候補地の調査を進めます。
- ・旧清掃センターの解体に向けた田代環境プラザへの機能一元化や旧川根町清掃センターの解体について検討します。
- ・整備方針に基づきクリーンセンターの設備を更新することで、し尿処理能力を強化します。

3. 資源の有効活用を推進します

- ・ごみの発生を抑えるため、マイグッズ運動(マイバック、マイボトル、マイカップ、マイ箸など)を推進します。
- ・家庭から排出されるごみの大部分を占める生ごみの発生抑制・排出抑制を推進します。
- ・不要になった衣類の回収を行うほか、市民同士が情報交換することで不要になった生活用品の有効活用につなげる「生活用品活用バンク」の利用促進を図ります。
- ・古紙、アルミ缶等の資源ごみを集団回収する団体を支援し、その取り組みを促進します。
- ・ごみ処理過程で生成される腐葉土、堆肥、スラグ・メタル₈を有効活用することで、再資源化への市民の意識を高めます。

4. 環境教育・学習を推進します

- ・家庭でできるエコ活動や事業者が実践する省エネ対策などの周知に努めます。
- ・子どもをリーダーとして、家庭の中で地球温暖化防止に向けた環境教育・学習に取り組む「アース・キッズ事業」を推進していきます。
- ・伊太地区に整備されたメガソーラー発電所や小水力発電₉所、田代環境プラザごみ焼却式発電の仕組みなどを環境教育の教材として活用していきます。
- ・学校・事業所・NPO・行政などが連携し、環境学習講座の開催や自治会・学校単位で実施する出前講座等の機会を増やすことで、環境保全に対する市民一人ひとりの意識向上につなげます。
- ・市民・事業者が必要とする環境活動や支援内容の情報を広報紙、ホームページ等の媒体を用いて効果的に発信し、意識啓発に努めます。

用語解説

- 1 【新エネルギー】「非化石エネルギーのうち、技術的には実用段階であるが経済的な理由から普及が十分に進んでおらず、利用促進を図るべきエネルギー源」として分類されるもので、太陽光発電や風力発電などが新エネルギーにあたる。
- 2 【再生可能エネルギー】「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもので、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスがこれにあたる。
- 3 【コージェネレーションシステム】環境負荷の少ない天然ガス等を燃料に用いて、必要な場所で電気をつくり、同時に発生する廃熱を蒸気・給湯・暖房・冷房などに有効利用するシステム
- 4 【温室効果ガス】温室効果ガスは社会経済活動により生まれたもの、主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等がこれにあたる。
- 5 【低炭素・資源循環型社会】低炭素社会とは、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会。資源循環型社会とは、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。
- 6 【国民運動「COOL CHOICE」】2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動
- 7 【エコアクション21】環境への取り組みを適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーション（環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと）を行っている事業者を、認証し登録する制度
- 8 【スラグ・メタル】可燃ごみを焼却したときにできる灰（焼却灰）を、電気やガス、コークスを使って1,200℃以上の高温に加熱し、熔融・固化してできる人工砂をスラグといい、うち、鉄分を含むものをメタルという。
- 9 【小水力発電】中小河川や農業用水路、上下水道施設などの既設の水路における水流の勢いや落差を利用して発電する小規模な水力発電

4-2 みどり豊かな自然を守り育む（農地保全・森林環境・緑化活動）

主要な取り組み

1. 森林環境の保全を図ります

- ・緑の大切さを市民に啓発し、木材資源を大切にすることを高めます。
- ・市民が自然と触れ合い、水源地域の保全に関する理解を深める取り組みを大井川流域自治体が連携して実施します。
- ・伊太田代地区とその近隣において、猛禽類¹の生息、繁殖状況のほか、開発に伴い移植した希少植物の生育状況のモニタリング²を継続し、自然環境の保全状況の監視、希少動植物の保護に努めます。
- ・企業と行政が環境保全協定³を締結する機会を増やすことで、環境への負荷を低減し良好な自然環境の保全に努めます。

2. 農地や森林が持つ公益的機能の維持・回復を図ります

- ・「農業振興地域整備計画」の適切な管理により、優良な農地を保全していきます。
- ・「島田市森林整備計画」に基づいた計画的な森林の保全と整備を進めます。
- ・荒廃農地の発生抑制と解消を図るため、各種補助制度を周知し活用を促すほか、農業委員会による管理指導等を行います。農業利用が困難な中山間地域等の荒廃農地は、周辺農地の農業上の利用に支障がない場合、地域の実情に応じた対策を検討し、実施していきます。
- ・森林施業を目的に間伐と一体的に行われる作業道整備を促進するとともに、林道整備や治山事業を進めることで、森林の多面的機能⁴を確保します。
- ・森林経営計画の樹立と実施、及びFM森林認証取得への支援により、適切な森林管理を推進します。

3. まちの緑化を推進します

- ・建築物や街路の緑化を進め、気温上昇を防ぎ、市民の心に潤いを与えていきます。
- ・球根や苗木等を配付するグリーンバンクの助成制度を奨励するほか、市民や事業者が行う生け垣づくりを支援することで、まちなみの緑化を後押しします。
- ・地域の花壇づくりを通して、花と緑で彩られた都市空間を創出する市民の自発的な活動を支援します。

用語解説

- 1【猛禽類】タカ目とフクロウ目の鳥の総称。ワシ・タカ・トビ・フクロウなどを指す。
- 2【モニタリング】監視・観察すること
- 3【環境保全協定】環境保全の1つの手段として、地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定を指す。これらの協定は法令の規定基準を補完し、地域に応じた環境保全の目標値の設定、具体的な対策の明示などを内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な環境保全対策の手段として広く利用されている。
- 4【多面的機能】国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能

4-3 水資源と水環境を守る（水環境）

主要な取り組み

1. リニア中央新幹線整備工事の対策に取り組みます

- ・流域市町の代表として情報収集に努め、地域住民の生活環境や周辺地域の自然環境に関わる水資源が確実に保全されるよう、工事が環境に与える影響を継続的に確認するとともに、環境保全措置¹についての助言等を通じて影響の低減を図ります。
- ・大井川下流域の利水者11者と連携を密にし、工事着工前の流量が全量確保されるよう、県や地元自治体の静岡市、そして事業者に対して働きかけを続けます。
- ・流域市町8市2町の連携を密にし、事業者に対して流量確保及び水質保全についての万全な対策や流域市町住民の安全確保、企業活動を含む経済活動への弊害除去について要望を続けます。
- ・「大井川水利調整協議会²」に参加し、大井川水系の水利に関する調整及び協議を行います。

2. 水資源を保全します

- ・水の大切さを市民に啓発し、水資源を大切にすることを意識を高めていきます。
- ・生活排水による河川の水質汚濁の軽減につながるよう、生活雑排水対策について指導・啓発を各家庭及び事業所に対して実施します。
- ・し尿や家庭雑排水を処理する浄化センターや住宅団地汚水処理場、し尿や浄化槽汚泥を処理するクリーンセンターの施設延命化のため、設備・機器の更新、修繕を進めます。
- ・川根地区広域施設組合の解散に伴い、平成30年度以降の川根地域分のし尿をクリーンセンターで処理します。
- ・島田市公共下水道事業アクションプランに基づき、計画的に管渠整備³区域を拡大することで、普及率の向上と生活環境の改善を図ります。
- ・公共下水道事業の経営状況を明確なものとするため、地方公営企業法⁴を適用した事業運営を進めます。
- ・公共下水道事業の認可区域外において、合併処理浄化槽への付け替えを支援することで、一般河川の水質汚濁の防止につなげます。
- ・地下水のかん養を図るため、雨水浸透施設の設置者に対して補助金を交付します。

3. 水環境を守ります

- ・「大井川の清流を守る研究協議会⁵」が実施する流況・水質などの調査・研究活動や、水の大切さを伝える啓発活動を通じ、流域市町が主体となって大井川の水環境を守り続ける意識を高めていきます。
- ・市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。
- ・笹間川や伊久美川などの自然豊かな水辺環境を大切に守っていきます。また、伊太谷川源流部に位置し、自然環境と開発が併存する田代の郷整備事業地内において、生物多様性の保全を進めます。

用語解説

- 1【環境保全措置】その事業にかかる環境の保全について適正な配慮がなされることを確保すること
- 2【大井川水利調整協議会】大井川水系における水の利用に関し、円滑なる運営を図るため設置された協議会
- 3【管渠整備】路面に埋設した排水管の整備
- 4【地方公営企業法】地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律
- 5【大井川の清流を守る研究協議会】大井川流域の環境保全や流況改善に必要な調査・研究・啓発を行うことを目的に、島田市、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町の5市2町で構成する協議会

4-4 住みよい生活環境をつくる

(住宅・防犯・公共交通・交通安全・消費生活・男女共同参画・人権)

主要な取り組み

1. 快適な居住環境の確保、安定した市営住宅の供給に努めます

- ・住みよい生活環境を確保するため、特定空き家¹の発生を抑制し一般の空き家の流通を促すほか、国等の動向を見ながら高齢者施策等での有効活用に向けて調査・研究を進めます。
- ・「大井川川越遺跡周辺地区」「新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区」について、住環境とのバランスが取れた地区計画²の指定を進めます。
- ・川根身成地区での生活道路・排水路整備により、宅地開発を促し、定住化を促進します。
- ・「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の長寿命化を図るとともに、状況を踏まえた計画の見直し作業を行います。

2. 防犯活動を推進します

- ・防犯協会、地域安全推進員ほか関連団体との連携を密にし、防犯対策啓発活動を強化することで、犯罪の撲滅及び被害防止に努めます。
- ・犯罪情報の周知拡大に向けて、広報しまだ、FM島田、市ホームページを通じて必要となる情報を提供します。
- ・新たな詐欺手口をはじめとする消費者被害の情報を提供する講座を各地域で開催し、特に高齢者を被害から守ります。
- ・子どもへの犯罪を未然に防ぐため、地域が主体的に行う登下校時の見守り活動を支援し、防犯意識を高めていきます。
- ・児童の下校時における見守りを中心に、青色回転灯装着車による市内の防犯パトロールを実施します。
- ・防犯灯を設置する自治会または町内会に補助金を交付することで、夜間における歩行者の安全確保に努めます。

3. 公共交通の維持・確保に努めます

- ・コミュニティバスの運行を維持するとともに、自治会やNPO団体による自主的な地域交通手段を構築し、交通空白地域³の解消を図ります。
- ・利用状況に合わせて、コミュニティバス車両を順次ワンボックスタイプに更新するなど小型化を進めます。
- ・地域住民の交通利便性の向上を図るため、路線バス事業者に補助を行い、コミュニティバスを含めた全体的な交通網を構築します。
- ・運行地域、予約方法、運行形態などを工夫し、公共交通としてタクシーを利用した移動手段の構築を目指します。
- ・バスの利用実態や自主的な地域交通手段の構築に関する講座を開催し、市民の公共交通に対する理解を深めていきます。

4. 交通安全対策を推進し、安全な地域づくりを進めます

- ・関係団体と協力した交通安全運動の推進と交通安全意識の向上を図ります。
- ・安全で円滑な交通機能を保持し、車両及び歩行者の安全確保を図るため、交通安全施設（道路照明灯・道路反射鏡・道路標識・ガードレール等）を設置、維持管理します。
- ・地元要望等を踏まえ、生活道路の舗装の修繕、道路側溝の改修、道路の拡幅を行うことで危険箇所を解消します。
- ・地域の実情に応じた規制による交通環境の改善を警察に働きかけます。
- ・小学校で交通安全リーダーと語る会を開催し、危険箇所の把握や危険予知トレーニングを通じて、交通安全意識の向上を図ります。
- ・放置自転車の撤去により、円滑な交通の確保と周辺環境の保全を図ります。
- ・高齢者の運転免許証自主返納をサポートします。

5. 消費生活対策を推進します

- ・複雑化かつ巧妙化している悪質商法等の被害を未然に防止するため、高齢者見守りネットワーク⁴に協力する関連団体と連携し、啓発活動の強化を図ります。
- ・迷惑電話防止装置の設置を促進し、電話勧誘による消費生活トラブルを未然に防ぎます。
- ・「くらし・消費・環境展」の展示内容の拡充を図るとともに、親子連れをターゲットとする周知活動を強化し、消費者意識の啓発と高揚を図ります。
- ・各種研修への参加により、悪質商法等の最新情報を積極的に収集することで相談員の能力を向上させ、相談時の対応力を強化します。

6. 男女共同参画社会の実現を目指します

- ・第3次島田市男女共同参画行動計画を策定し、総合的かつ計画的に、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開していきます。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁵）の考え方を推進し、誰もが日々充実した生活を送ることができる環境づくりを推進していきます。
- ・あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを推進していきます。

7. 人権が尊重される社会の実現を目指します

- ・市民一人ひとりが人権を尊重する意識をさらに高め、責任ある行動ができる社会の実現に向けて、啓発にかかる街頭広報や児童・生徒を対象とした出前講座を実施するなど、人権教育、人権の啓発活動を充実します。
- ・人権擁護委員⁶による人権相談を実施します。
- ・児童、高齢者、障害のある人に対する虐待や家庭内暴力の根絶に向けて、地域や民生委員・児童委員、関係機関との連携により、早期発見・予防に努めます。
- ・障害者虐待防止研修会等を開催し、サービス提供事業者及び養護者に対する意識啓発に努めます。
- ・在住・滞在している外国人に必要とされる情報の提供に努め、多様な価値観を認め合える環境をつくります。

用語解説

- 1【特定空き家】周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家のこと。そのまま放置すると著しく保安上危険または衛生上有害となる状態、適切に管理されていないため著しく景観を損なっている状態にあると認められる空き家のこと。
- 2【地区計画】一定のまとまりを持った「地区」の用途地域の規制を強化、緩和することを目的に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う都市計画法に基づく制度
- 3【交通空白地域】路線バス等が運行していない地域、既存バス停から離れている地域、鉄道駅から離れている地域の全てに該当する地域
- 4【高齢者見守りネットワーク】行政や地域、民間事業所などが連携し、地域における高齢者の見守りと日常的な支え合い活動のネットワーク化を図る。（平成23年度事業開始）
- 5【ワーク・ライフ・バランス】仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
- 6【人権擁護委員】人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア

政策分野5 歴史・文化・地域

歴史・文化がかがやく、人が集まるまちづくり

5-1 培われた歴史・文化で地域への理解と愛着を深める（歴史・文化）

主要な取り組み

1. 歴史資源を守り、活用を進めます

- ・大井川川越遺跡は、歴史的景観のほか学術的な価値を踏まえ、川越遺跡整備基本計画に基づき、街道整備と一体となった保存管理を進めながら、観光資源としての活用によるにぎわい創出を図ります。
- ・武田流築城術¹により山城として高い評価を得る諏訪原城跡について、史実調査に基づく復元・保存整備を行うとともに、見学者の利便性向上につながる園路や転落防止柵等の整備を進めます。
- ・蓬萊橋周辺の施設や道水路整備とともに、右岸側の利活用についても検討を進めます。
- ・国・県や市指定文化財及びしまだ市民遺産を守り、地域で活用する取り組みを支援します。
- ・歴史文化基本構想を策定し、文化財をその周辺環境までを含めて、総合的に保存・活用していきます。

2. 歴史に触れる機会を創出します

- ・小・中学校、自治会、市民活動団体等と連携し、郷土の歴史や文化財を紹介する出前講座や体験学習を実施します。
- ・博物館の常設展示内容を充実するほか、分散管理する収蔵品を一括管理するために必要な施設改修を進めます。さらに、博物館・博物館分館、番宿²等を活用し、市民が歴史を学べる場・にぎわいづくりの場を設けていきます。
- ・島田市の成り立ちに関わる歴史等について調査・研究を進め、得られた成果を公表します。

3. 文化・芸術に親しむ機会を充実します

- ・市民参加型、協働創造型、支援型の文化事業を開催することで、市民の文化力の維持・向上に努めていきます。
- ・幅広い年齢層の市民が、より身近に文化・芸術に触れることができる機会を提供するとともに、文化・芸術を担う人材の育成を図るため、街角ライブやアウトリーチ事業³を展開していきます。
- ・高校生・大学生を対象とする茶道部の合宿誘致等を活用し、「お茶のまち」としての知名度を高め、シティプロモーション「島田市緑茶化計画」を浸透させていきます。
- ・解体した旧島田市民会館及び大規模改修等の検討時期を迎える市民総合施設プラザおおるり、金谷生きがいセンター、川根文化センターチャリム21について、施設のあり方を一体的に検討します。

4. 文化活動を支援し、文化芸術水準の向上を目指します

- ・当市の文化芸術の振興を総合的に推進するため、「(仮称)文化芸術推進計画」を策定します。
- ・市民会館機能の代替として市外の公共ホールの使用料の一部を助成するなど、文化・芸術団体の活動を支援します。
- ・東京オリンピック・パラリンピックを契機に、世界に向けて島田ならではの文化・芸術を発信するため、独創性豊かな文化・芸術創造事業を行う団体を支援します。

用語解説

- 1【武田流築城術】自然を巧みに利用した三日月堀や丸馬出、横堀など戦国時代の山城の築城術
- 2【番宿】川越入足の待合所
- 3【アウトリーチ事業】文化芸術に接する機会がない人々に芸術家や企画者側から働きかける活動（出前演奏など）

5-2 島田を知り、好きになってもらう（情報発信・シティプロモーション）

主要な取り組み

1. 効果的に情報を発信し、島田に行ってみたくなるイメージを高めていきます

- ・ 広報紙やホームページ、ソーシャルメディア¹、FM島田が連携することで、積極的に行政情報を発信していきます。
- ・ しまだ大井川マラソンinリバティをはじめ、全国規模のスポーツ大会やイベントを開催し、島田の魅力をPRします。
- ・ 2020年東京オリンピック海外チームの事前合宿や、スポーツ・文化合宿を通じ、人や環境などの地域資源を活かした魅力的な合宿地であることをPRします。
- ・ ふるさと寄附金制度を通じて、島田の魅力あふれる地域産品を全国へアピールし、産業を盛り上げていきます。

2. 島田市緑茶化計画をはじめとしたシティプロモーションの推進により、島田のブランド力を高めます

- ・ アンテナショップ²等の出店や様々なイベントの開催等を通じて、当市が一番の魅力ともいえるお茶のすばらしさ、そして「日本一のお茶のまち 島田」を多くの人に伝える機会を創出します。
- ・ 緑茶グリーン³、ロゴマーク⁴を積極的に活用し、市内外への「島田市緑茶化計画⁵」の認知度向上を図ります。

用語解説

- 1 【ソーシャルメディア】インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと
- 2 【アンテナショップ】新商品などを実験的に売り出し、消費者の反応から新たなトレンドを探ることを目的とした店舗のこと。販売目的でなく情報の受発信を目的としていることからアンテナショップといわれる。
- 3 【緑茶グリーン】島田市の色として制定された島田市緑茶化計画で使用している緑、また海外向けロゴで使用している緑（現在の市章と同じもの）
- 4 【ロゴマーク】企業やブランドのイメージを印象づけるように、ロゴタイプやマークを組み合わせることで図案化したもの
- 5 【島田市緑茶化計画】「お茶のまち島田」を市内外に発信するシティプロモーションの取り組み

5-3 人との連携・交流が生まれる地域をつくる

(移住・国際交流・多世代交流)

主要な取り組み

1. 移住支援を促進します

- ・地域協力活動と移住・定住促進業務等に従事する「地域おこし協力隊」を、3大都市圏などから積極的に受け入れ、希望する地域へ派遣していきます。
- ・中山間地域の地域コミュニティの維持や活性化を図るため、移住・定住施策を展開します。
- ・首都圏等における移住相談会や体験ツアーの開催をはじめ、当市の特徴である「ほどよい田舎暮らし」や「安心して子どもを産み育てやすい環境」をPRするとともに、住まいや仕事に関する情報を積極的に発信し、移住を推進します。
- ・空き家バンク事業¹や空き家改修補助など、既存の資源を活用した移住政策を展開していきます。

2. 国内・国際交流を推進します

- ・国内姉妹都市である氷見市と市民活動をはじめスポーツ、経済分野において活発に交流します。
- ・島田市国際交流協会が実施する海外姉妹都市・友好都市等との交流事業や、市民が主体となって進める海外交流活動を側面から支援します。さらに、親善使節の派遣や受け入れ等により、市民の国際社会への理解を深めます。

3. 幅広い世代が交流し、このまちへの愛着が湧く意識を醸成します

- ・自治会活動をはじめとする地域の中で、子どもを中心に幅広い世代が交流するイベントの開催や地域で子どもを見守る活動を支援します。
- ・子どもから高齢者まで一緒に過ごすことができる居場所づくりについて、運営方法等を調査・研究していきます。

用語解説

1 【空き家バンク事業】 空き家情報をインターネット等で移住・定住希望者に情報提供する事業

政策分野6 都市基盤

ひと・地域を支える都市基盤が充実するまちづくり

6-1 安全で快適な生活基盤を整える

(生活道路・河川・公園・上下水道等・通信)

主要な取り組み

1. 生活道路の整備を計画的に進めます

- ・地元要望等を踏まえ、生活に身近な道路の側溝改修、舗装修繕、道路拡幅等を計画的に進めます。
- ・道路パトロールの体制強化により、路面状況の把握と危険箇所の早期発見に努めます。
- ・ポットホール¹、陥没箇所などの緊急性の高い舗装修繕は、直営体制により迅速に対応します。
- ・地下埋設物工事（水道・下水道事業など）の部分的な復旧にあわせて、効率的な舗装修繕を実施します。
- ・道路照明灯のLED²化を推進します。

2. 橋りょう・河川の整備により、市民の安全を守ります

- ・「橋梁長寿命化修繕計画」の位置づけや道路施設の点検結果を踏まえ、優先度を考慮した修繕工事を実施します。
- ・法定点検の結果を反映させるなど、事業優先箇所を踏まえた「橋梁長寿命化修繕計画」へと見直しを図ります。
- ・大雨による浸水被害を最小限に抑えるため、中小河川の改修や排水路の整備を計画的に進めます。また、国・県が管理する河川の整備促進や適正な維持管理を要望していきます。
- ・市内76か所に設置された水門を計画的に更新し、適切に管理します。

3. 親しみやすい公園緑地を整備します

- ・誰もが安心して利用できる公園や緑地を目指し、効率的に維持管理します。また、老朽化した公園施設（遊具）を計画的に改修、更新するほか、トイレを含むバリアフリー化を進めるなど、利用しやすい公園整備を実施します。
- ・「緑の基本計画」に基づき、向島町公園などの整備を推進します。日常の生活にうるおいを与える場として、災害時には地域の避難地として機能する公園を目指します。
- ・全国的に希少品種である「帯桜」を公園等に植樹し、桜の花が咲き誇る景観を創出していきます。
- ・ばらによる特色ある地域づくりを推進し、ばらのまちとしてイメージ化を図ります。
- ・地域の花壇等に花を咲かせ、市民を癒やし、魅力あるまちの実現を目指す市民の自発的活動を支援します。
- ・環境にやさしく、地震に強い生け垣の設置を支援し、みどり豊かなまちなみをつくります。

4. 上下水道等関連施設の効率的な整備を進めます

- ・人口減少社会を踏まえ、将来負担をできる限り抑えた更新計画により、持続可能な水道サービスの提供に努めます。
- ・主要配水池³から小規模配水池まで、緊急性の高い施設から優先的に整備や耐震化を進めます。
- ・上水道と簡易水道を統合し、計画的な整備と効率的な運営に努めます。
- ・飲料水供給施設の管理方法や支援のあり方を検討します。
- ・公共下水道の計画的な整備により、普及率向上を図ります。
- ・「下水道長寿命化計画」や「ストックマネジメント計画」に基づき、浄化センターやその他施設の設備・機器を計画的に改修します。
- ・公共下水道事業認可区域外においては、合併処理浄化槽への付け替えを支援し、生活排水による水質汚濁の防止に努めます。
- ・浄化センター、クリーンセンター及び住宅団地汚水処理場の適切な維持管理に努めます。

5. 誰もが快適に利用できる地域情報通信基盤の整備を進めます

- ・光インターネットなど超高速ブロードバンドが利用できない地区について、通信事業者が行う通信設備等の整備を支援し、未整備地区の解消を図ります。
- ・コミュニティ施設などの地域拠点における、ICT機器や通信網の整備を進め、だれもが、いつでもICTを利用できる環境を整備します。

用語解説

- 1【ポットホール】道路の舗装表面が陥没してできた穴
- 2【LED】発光ダイオード（light emitting diode）の略で、電圧をかけた際に発光する半導体素子（電子部品）のこと
- 3【配水池】浄水場から送られた浄水を一時的に貯留し、需要量に応じて流出制御を行う施設

6-2 地域と地域の活発な交流を支える道をつくる（幹線道路）

主要な取り組み

1. 幹線道路の整備を推進します

- ・ 横岡新田牛尾線や島竹下線をはじめ、新東名高速道路や国道1号、国道473号などの広域幹線道路への連絡機能を強化する幹線道路を整備します。
- ・ 策定した都市計画道路整備プログラム¹により、優先度に応じた幹線道路整備を推進します。
- ・ 生活に身近な道路から通過交通²が排除され、通勤時や通学時等の安全確保につながる幹線道路整備を計画的に進めます。

2. 広域幹線道路の整備促進を行います

- ・ 国道1号島田金谷バイパス及び藤枝バイパス4車線化の整備促進と東光寺インターチェンジフルインター³化の事業着手を国・県に働きかけます。
- ・ 国・県と連携し、国道1号、国道473号など広域幹線道路の早期完成を目指します。
- ・ 国・県へ広域幹線道路整備の必要性、事業効果などについて説明するなど、積極的な要望活動を行います。
- ・ 志太3市をつなぐ志太中央幹線、小川島田幹線の未整備区間、さらに、はばたき橋の4車線化について、整備促進を働きかけます。
- ・ 富士山静岡空港と中心市街地を結ぶ空港アクセス道路島田ルート（Ⅱ工区）の早期着手を県に要望します。
- ・ 富士山静岡空港と東名高速道路吉田インターチェンジやはばたき橋をつなぐ南原ルート（県道吉田大東線）の整備促進を県に要望するとともに、市道中河南原線の県への早期移管に向けた働きかけを行います。

用語解説

- 1 【道路整備プログラム】未整備の都市計画道路を対象に、事業効果の高い路線を抽出し、その着手時期について目標を定めた計画
- 2 【通過交通】ある地域を車や徒歩などで通る際、ただ通過するだけで直接その地域に用がない、といった交通
- 3 【フルインター】高速道路や有料道路のように他の道路と区分された閉鎖的な道路区間と、一般の道路とを結ぶ立体交差式の出入り口のこと。上下線に対して全て乗り降りすることができるインターチェンジを指す。

6-3 便利で魅力あるまちの拠点をつくる（都市計画）

主要な取り組み

1. 都市計画マスタープランを見直し集約型都市の実現を目指します

- ・市民の意見を幅広く取り入れ、都市計画マスタープラン¹の改訂作業を進めます。
- ・コンパクトな都市構造を実現する立地適正化計画の必要性を検討します。

2. 地域景観の向上を図ります

- ・「島田宿大井川川越遺跡整備基本構想」の内容を踏まえ、当地区の景観形成のあり方や具体的な色彩基準を立案し、大井川川越遺跡周辺地区を景観計画重点地区²に指定していきます。
- ・中心市街地の歴史的特色を活かした和風景観を維持する取り組みをサポートします。
- ・空港周辺地域をはじめ、茶園に映える鮮やかな緑が調和する自然景観、里山景観を継承していきます。
- ・用途地域の指定³に合わせ、新東名島田金谷インターチェンジ周辺を景観計画重点地区として指定を目指します。

3. 新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺地区（内陸フロンティア推進区域）の開発整備を進めます

- ・用途地域の指定により、「内陸フロンティア推進区域」の開発整備を推進します。
- ・基盤整備を充実させ、周辺環境に配慮した工業用地をめざす堤間地区や牛尾山地区への企業誘致を促進します。
- ・地域の農産物を販売するマルシェ⁴やレストラン、大井川鉄道新駅と一体となった「新東名島田金谷インターチェンジ周辺賑わい交流拠点」を、関連する企業や団体と連携して整備し、農業振興とともに観光交流人口の拡大による地域振興を図ります。

4. 富士山静岡空港周辺プロジェクトを進めます

- ・「空港ティーガーデンシティ構想」や「ふじのくに茶の都しずおか構想」、「旧金谷中学校跡地の活用に向けた基本計画」に基づき、民間事業者による施設整備を県と連携して進めます。
- ・地元要望を踏まえ優先順位を加味しながら、静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業による周辺のまちづくりを進めます。
- ・富士山静岡空港新幹線新駅設置に向けた取り組みを県と連携して進めます。

5. 新たな交流拠点の形成を図ります

- ・過疎地域等の集落における暮らしを持続可能なものとするため、より広い範囲で活性化を図る集落ネットワーク圏の形成を進めます。
- ・大井川鉄道家山駅周辺に、にぎわいを生み出す施設を整備します。
- ・観光体験フライトやスクールフライト⁵に加え、大会の誘致を見据えて、パラグライダーパークの知名度を高めていきます。
- ・地域で運営し、地域で稼ぐことができる新たな観光ビジネスモデルとして、鵜山森林公園キャンプ場の運営を支援します。

6. 六合駅駅前広場の整備を進めます

- ・乗降スペースの拡大や通路シェルター⁶（雨よけ用の屋根）の設置など、利便性向上に資する整備を進めます。
- ・道悦旭町線六合駅南交差点への右折レーンや歩道の設置により、六合駅周辺の道路交通を円滑化します。

用語解説

- 1【都市計画マスタープラン】取り組むべき都市づくりの施策の方向性を示し、都市全体における総合的な土地利用の方針として、将来の都市像を明確にすることを目的とした計画
- 2【景観計画重点地区】景観計画区域のうち、特に美しい景観形成に向けて、重点的かつ計画的に整備していく必要のある地区
- 3【用途地域の指定】都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域を指定すること
- 4【マルシェ】フランス語で「市場」という意味
- 5【スクールフライト】専門スタッフによるパラグライダー教室
- 6【通路シェルター】交通機関において旅客や貨物を雨風から守る施設

政策分野 7 行財政

人口減少社会に挑戦する経営改革

7-1 みんなの協力でまちをつくる（市民協働）

主要な取り組み

1. 協働のまちづくりを推進します

- ・幅広い世代からの意見、提案を聴く機会や、市民と行政が直接話し合う機会を設けます。
- ・協働のまちづくりに対する意識の普及・啓発を図るとともに、（仮称）自治基本条例¹の制定を目指します。
- ・地域交流センター「歩歩路」に設置した「市民活動センター」の運営により、地域課題の解決などに向け、若者からお年寄りまで市民が主体的に取り組む活動を支援することで、みんなが活躍する元気なまちづくりを推進します。
- ・協働のまちづくりを担う人材を育成するための研修等の場を設けます。
- ・まちづくり支援事業交付金により、団体が主体的に取り組む、公益性を有する事業を支援します。
- ・事業者のCSR（社会貢献活動）で提案された共同事業に協力します。

2. 地域主体のまちづくりを推進します

- ・住民の孤立や空き家の対策など地域課題に、自治会・町内会と連携して対応します。
- ・自治会による地域課題の解決を支援するため、自治会活動の運営経費を助成します。
- ・主体的に地域活性化への取り組みを行うコミュニティ委員会²を支援し、健全な育成を図ります。
- ・地域コミュニティ施設の整備、改修等を支援するほか、既存の公共施設の弾力的な利活用を進めます。

3. 平和に向けたまちづくりを推進します

- ・市民の恒久平和・国際平和の意識をより一層深めるとともに、平和行政に対する市の姿勢を明確化するため、平和祈念事業の実施や平和都市宣言の啓発を行います。

用語解説

1 【自治基本条例】市政運営や自治に関する基本理念や、市民等（通勤・通学者、事業者等を含む）・議会・行政の役割と責務を明らかにするとともに、3者による協働のまちづくりを進めるために必要な仕組みやルールを定める条例

2 【コミュニティ委員会】住みやすい地域社会の創出のために活動する島田市内の各地区のコミュニティ組織

7-2 安定的・継続的な市民目線の行財政運営を進める

(行財政改革・人材育成・情報公開)

主要な取り組み

1. 行財政改革を進めます

- ・行政経営戦略に基づく行動計画を策定し、PDCAサイクル¹により進捗を管理します。
- ・行政運営の最適化を図るため、総合計画や財政計画、行政評価制度や人事考課制度などの各システムが連携する「トータル・マネジメント」の仕組みを構築します。
- ・予算編成に際し、社会経済情勢を反映した的確な歳入の見積りと徹底した歳出の効率化に努め、中期財政計画に基づく安定的な財政運営を進めます。
- ・上水道と簡易水道²の統合により、効率的な水道施設の整備・維持を図り、安定的な経営を目指します。
- ・公共下水道事業の経営状況等を明確化するため、地方公営企業法適用に向けた準備を進めます。

2. 人材育成を推進し組織力を強化します

- ・多様化する行政課題に対応するため、行政職員として本来求められる高い素養と、柔軟な発想力をバランスよく持ち合わせた人材を育成します。
- ・人材育成基本方針に基づき、職員研修を通じて職員の学習意欲を高め、互いに学びあい協調する組織風土を醸成し、組織力を強化します。
- ・島田市定員管理計画に基づき正規職員を戦略的に採用・配置するほか、任期付職員や再任用職員、非常勤職員など、多様な雇用形態による効率的な組織運営につなげます。
- ・職員の自由な提案をはじめとする業務改善を進め、最適な行政運営につなげます。
- ・能力開発と業務改善を目的とした公正な人事評価制度の運用により職員の気づきを促し、社会情勢を的確に捉えた行政運営を行います。

3. 開かれた市政を推進します

- ・市政及び市民生活に必要な情報を市民に周知するため、広報紙を中心として、市ホームページ、FM島田、各種SNSなどを複合的に活用し、行政情報を幅広い年齢層の市民に提供します。また、複数媒体を戦略的に連動・連携（クロスメディア化）させ、市民に分かりやすい行政情報をタイムリーに発信します。
- ・住民福祉の増進や地域の活性化を目的に、FM島田を通じて市民生活に密着した地域情報を提供します。また、災害時には真に必要な情報を迅速に提供します。
- ・市長への手紙やEメールにより、広く市民等から意見や提言を聴き、可能な限り市政に活かしていきます。また、市民等からの質問、疑問に答えることで、市政に対する信頼と理解を深めていきます。
- ・適正かつ円滑な情報公開により、市政運営の透明性・公平性を確保します。
- ・会議の公開や会議録の公表により、政策決定過程の透明性を高めます。
- ・政策形成過程において市民等が意見を述べる機会を提供するとともに、市民等に対する説明責任を果たすことで、市民との協働による市政を推進します。
- ・資産や負債などのストック³情報等の財務状況を公開し、財政運営の透明性を図ります。
- ・市が保有する公的データを、オープンデータ⁴として民間が活用する機会が広がるよう、カタログサイト⁵を運用する中で、掲載するデータの種類・データ数を拡充します。
- ・電子媒体の文書を庁内で統一して管理するため、文書管理システムの導入を検討します。

4. 行政情報システムの安定運用・最適化に努めます

- ・マイナンバー制度の適正な運用により市民の利便性向上と事務手続きの効率化を図るとともに、当該制度にかかる行政情報システムの安定稼働に努めます。
- ・インターネットを利用した図書予約や電子申請システム⁶などのオンラインサービスを拡充し、市民の利便性の向上と地理的格差の解消を図ります。
- ・災害時の業務継続に必要な情報システム及び情報通信環境の整備に向け、データセンター⁷の利用を含め、業務システムが安定運用できる手法を検討します。
- ・オープンデータを公開しやすくするため、カタログサイトとホームページシステムとの連携を検討します。
- ・コンビニサービスによる証明書等の交付率向上・本人確認の効率化を図るため、個人番号カードの所有率の向上を目指します。

用語解説

- 1 【P D C A サイクル】 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）の略
- 2 【簡易水道】 給水人口が101人以上から5,000人以下までの範囲を対象として供給する水道のこと
- 3 【ストック】 ある時点に存在する経済数量。資本金・負債残高のこと
- 4 【オープンデータ】 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のこと
- 5 【カタログサイト】 「島田市オープンデータの推進に関する指針」に基づき、島田市が保有する情報のオープンデータ化を進めるための基盤
- 6 【電子申請システム】 インターネットに接続されたパソコン、モバイル端末（携帯電話、スマートフォン等）を使って行政機関に申請や届出を行うためのシステム
- 7 【データセンター】 サーバーを設置するために、高度な安全性等を確保して設計された専用の建物・施設のこと。サーバーを安定して稼働させるため、無停電電源設備、防火・消火設備、地震対策設備等を備え、I Dカード等による入退室管理などでセキュリティが確保されている。

7-3 都市間連携による地域の活性化を進める（広域連携）

主要な取り組み

1. 近隣市町と連携した広域行政を推進します

- ・静岡県中部5市2町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）による「しずおか中部連携中枢都市圏¹」において、地域資源を活用しながら幅広い分野で連携し、地域経済の活性化や生活関連機能サービスの向上、都市機能の集積・強化に資する事業を実施していきます。
- ・志太3市市長会談（島田市、焼津市、藤枝市）を通じ、生活圈・経済圏を一にする志太地域において、3市の連携による行政サービスの向上や地域の活性化に資する事業を実施していきます。
- ・島田市と藤枝市がICT分野の連携を進める中で、地域の次代を担う人材の育成や地域産業の成長基盤の構築、ライフスタイルに即した新たな働き方を提案・提供していきます。ICTがこれからの社会インフラの柱となることを見据え、相互の発展、地域活性化を推進する事業を展開します。

2. 県外自治体との連携を推進します

- ・姉妹都市の氷見市や災害協定を締結した山形市、小松市との連携により、都市の魅力向上を図ります。
- ・全国バラサミットの参加自治体との連携のほか、SLが走る自治体との連携を進めていきます。

用語解説

1 【しずおか中部連携中枢都市圏】国（総務省）の連携中枢都市圏構想に基づき、連携中枢都市宣言を行った静岡市を中心に、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町が連携市町となって形成した都市圏で、圏域における地方創生を目指し、多極的な広域連携を推進するもの

7-4 公共施設を賢く持って、賢く使う（公共施設の保全・再編・利活用）

主要な取り組み

1. 公共施設のあり方検討を進めます

- ・平成27年度に策定した「公共施設等総合管理計画」の内容を広く周知するための取り組みを展開し、公共施設の現状と課題について市民と行政の情報共有を促進します。
- ・公共施設を「財務」「品質」「供給」の視点から評価した上で、公共施設の整備や運営維持に関する用途別の方向性を「公共施設適正化推進プラン」として整理します。
- ・公共施設の保有量の適正化に向け、「建物」を残すことと「サービス」を残すことの違いに着目し、市が施設の整備・保有・運営をすることが必要なのかという視点から検討します。
- ・公共施設の性能や安全面に支障が生じる前に計画的に修繕を実施する「予防保全型」の維持管理手法の導入など、建物や設備を長持ちさせることを通して長期的な費用の削減を図ります。

2. 効率的に公共施設を整えます

- ・老朽化が進む市役所本庁舎、解体した旧島田市民会館及び大規模改修等の検討時期を迎える市民総合施設プラザおおるりについて、防災拠点の確保等の観点から庁舎機能を更新することを前提に、当市の中心地にふさわしい施設のあり方を一体的に検討します。
- ・旧金谷庁舎の跡地利用について、地域の公共施設の状況に鑑み、支所機能のあり方も含めて検討します。
- ・市が保有する公共建築物のうち約4割を占める学校施設について、児童・生徒にとって望ましい教育環境の整備や地域コミュニティにおける役割といった視点を踏まえつつ検討します。
- ・公共施設の整備や運営維持手法の見直しに向けた検討過程において、市民や民間事業者とのパートナーシップ¹を重視し、対話を通して円滑な合意形成を目指します。

3. 公的不動産を戦略的に管理・活用します

- ・公的不動産²の管理・活用に関する一連の事業に対し、民間の資金や経営能力、技術的能力を取り入れることが可能かどうかを念頭に置き、公的不動産の価値の向上にとって最も合理的な手法を選択します。
- ・公共的な目的で活用する見込みのない公的不動産の売却や貸付を通して、財源の確保に努めます。

用語解説

- 1 【パートナーシップ】 友好的な協力関係の意
- 2 【公的不動産】 地方公共団体が保有する各種不動産